緑ケ丘北地区地区計画

<table>
<tr><td colspan="3">名　称</td><td>緑ケ丘北地区地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　置</td><td>荒尾市本井手字長谷、字大谷の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　積</td><td>約 15.7ha</td></tr>
<tr><td rowspan="5">区域の整備・開発及び保全の方針</td><td colspan="2">地区計画の目標</td><td>当地区は、立地適正化計画における中心拠点である緑ケ丘地区周辺に位置しており、大規模レジャー施設に隣接し、ホテル、娯楽施設等が集積する商業地である。
今後も特別用途地区として指定する娯楽・レクリエーション地区内における魅力ある商業地の形成及び、近隣住宅地との調和を行うことを目標とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地利用の方針</td><td>広域的なレジャー・レクリエーション地区の整備及び良好な商業施設の集積を図り、秩序ある土地利用を誘導し、適正かつ合理的に土地を利用し、良好な地区環境の形成を図るとともに、地区の外郭部等には必要に応じ緑地を設ける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備方針</td><td>当地区の西側に一級市道増永緑ヶ丘線、南側に県道平山荒尾線また、北側、東側についても十分に幅員の取れた市道があるため、地区施設は定めない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td>荒尾都市計画娯楽レクリエーション地区建築条例に基づき建物の誘導を行う。また、周辺環境に調和した建築物とし、良好な景観形成を図るため、壁面の位置の制限を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針</td><td>壁面線からの壁面後退部分は、緩衝帯を目的とし、可能な限り緑化に努め、適切な維持管理を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">地区整備計画</td><td rowspan="5">建築物等に関する事項</td><td>建築物の容積率の最高限度</td><td>20／10</td></tr>
<tr><td>建築物の建ぺい率の最高限度</td><td>8／10</td></tr>
<tr><td>建築物の壁面の位置の制限</td><td>計画図に示す道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は 5m以上とする。</td></tr>
<tr><td>建築物の高さの最高限度</td><td>周辺環境及び景観に配慮した施設の機能上必要な高さとする。</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態又は意匠の制限</td><td>―</td></tr>
</table>

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

荒尾都市計画　地区計画の決定
計画図

縮尺　1:2500